

議 第 314 号

令和 3 年 11 月 29 日提出

熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例の一部改正について

熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例の一部を改正する条例

熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例（平成12年条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の項中「、第68条の69第3項第7号イ」を削り、同表2の項中「、第68条の69第3項第7号ロ」を削り、同表4の項中「、第38条の5第9項又は第39条の98第9項」を「又は第38条の5第9項」に改め、同表5の項中「、第38条の5第10項第4号又は第39条の98第10項第2号」を「又は第38条の5第10項第4号」に改める。

別表第6の1の項事務の欄中「第3項」を「第5項」に改め、「又は5の項」を削り、同項金額の欄を次のように改める。

- | |
|---|
| <p>(1) 一戸建ての住宅(人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。)</p> <p>48,000円</p> <p>(2) 一戸建ての住宅以外の住宅</p> <p>ア 区分所有住宅(長期優良住宅促進法第5条第1項の区分所有住宅をいう。以下同じ。)</p> <p>(ア) 総住戸数(1棟当たりの住宅の戸数の総数をいう。以下同じ。)が1戸から5戸までのもの 125,000円</p> |
|---|

- (イ) 総住戸数が6戸から10戸までのもの
199,000円
- (ウ) 総住戸数が11戸から25戸までのもの
395,000円
- (エ) 総住戸数が26戸から50戸までのもの
708,000円
- (オ) 総住戸数が51戸から100戸までのもの
1,216,000円
- (カ) 総住戸数が101戸から200戸までのもの
2,250,000円
- (キ) 総住戸数が201戸から300戸までのもの
3,215,000円
- (ク) 総住戸数が301戸以上のもの
3,943,000円

イ 区分所有住宅以外の住宅 アに規定する金額を申請住戸数（同時に申請された住宅の戸数の総数をいう。以下同じ。）で除して得た額

別表第6の2の項事務の欄中「第3項」を「第5項」に改め、同項金額の欄を次のように改める。

- (1) 一戸建ての住宅 71,000円
- (2) 一戸建ての住宅以外の住宅
 - ア 区分所有住宅
 - (ア) 総住戸数が1戸から5戸までのもの
187,000円
 - (イ) 総住戸数が6戸から10戸までのもの
299,000円
 - (ウ) 総住戸数が11戸から25戸までのもの
593,000円
 - (エ) 総住戸数が26戸から50戸までのもの
1,062,000円

- (オ) 総住戸数が51戸から100戸までのもの 1,825,000円
 - (カ) 総住戸数が101戸から200戸までのもの 3,377,000円
 - (キ) 総住戸数が201戸から300戸までのもの 4,826,000円
 - (ク) 総住戸数が301戸以上のもの 5,918,000円
- イ 区分所有住宅以外の住宅 アに規定する金額を申請住戸数で除して得た額

別表第6の3の項事務の欄中「第3項」を「第5項」に、「適合証」を「確認書又は住宅性能評価書」に改め、同項名称の欄中「適合証」を「確認書又は住宅性能評価書」に改め、同項金額の欄を次のように改める。

- (1) 一戸建ての住宅 15,000円
 - (2) 一戸建ての住宅以外の住宅
- ア 区分所有住宅
- (ア) 総住戸数が1戸から5戸までのもの 26,000円
 - (イ) 総住戸数が6戸から10戸までのもの 43,000円
 - (ウ) 総住戸数が11戸から25戸までのもの 70,000円
 - (エ) 総住戸数が26戸から50戸までのもの 112,000円
 - (オ) 総住戸数が51戸から100戸までのもの 170,000円
 - (カ) 総住戸数が101戸から200戸までのもの 288,000円
 - (キ) 総住戸数が201戸から300戸まで

のもの 364,000円

(ク) 総住戸数が301戸以上のもの
413,000円

イ 区分所有住宅以外の住宅 アに規定する金額を申請住戸数で除して得た額

別表第6の4の項事務の欄中「第3項」を「第5項」に、「適合証」を「確認書又は住宅性能評価書」に改め、同項名称の欄中「適合証」を「確認書又は住宅性能評価書」に改め、同項金額の欄を次のように改める。

(1) 一戸建ての住宅 22,000円

(2) 一戸建ての住宅以外の住宅

ア 区分所有住宅

(ア) 総住戸数が1戸から5戸までのもの
39,000円

(イ) 総住戸数が6戸から10戸までのもの
63,000円

(ウ) 総住戸数が11戸から25戸までのもの
105,000円

(エ) 総住戸数が26戸から50戸までのもの
167,000円

(オ) 総住戸数が51戸から100戸までのもの
255,000円

(カ) 総住戸数が101戸から200戸までのもの
432,000円

(キ) 総住戸数が201戸から300戸までのもの
547,000円

(ク) 総住戸数が301戸以上のもの
621,000円

イ 区分所有住宅以外の住宅 アに規定する金額を申請住戸数で除して得た額

別表第6の5の項を削り、同表6の項中「8の項又は10の項」を「7の項」に改

め、同項を同表5の項とし、同表7の項中「9の項」を「8の項」に改め、同項を同表6の項とし、同表8の項中「適合証」を「確認書又は住宅性能評価書」に改め、同項を同表7の項とし、同表9の項中「適合証」を「確認書又は住宅性能評価書」に改め、同項を同表8の項とし、同表10の項を削り、同表11の項中「第9条第1項」の次に「又は第3項」を加え、同項を同表9の項とし、同表12の項中「認定計画実施者の」を削り、同項を同表10の項とし、同表に次のように加える。

11	長期優良住宅促進法第18条第1項の規定に基づく容積率の特例の許可の申請に対する審査	容積率特例許可の申請手数料	160,000円
----	---	---------------	----------

別表第6備考第1項中「共同住宅等」を「区分所有住宅以外の住宅」に改め、同表備考第2項を次のように改める。

- 2 登録住宅性能評価機関とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の登録住宅性能評価機関をいう。

別表第6備考第6項中「6の項から10の項」を「5の項から8の項」に改め、同項を同表備考第8項とし、同表備考第5項中「5の項」を「4の項」に改め、同項を同表備考第7項とし、同表備考第4項中「6の項から10の項」を「5の項から8の項」に、「5の項」を「4の項」に改め、同項を同表備考第6項とし、同表備考第3項中「5の項」を「4の項」に改め、同項を同表備考第5項とし、同項の前に次の2項を加える。

- 3 確認書とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項の規定によりその住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書をいう。
- 4 住宅性能評価書とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の住宅性能評価書であって、同法第6条の2第4項の規定によりその住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載されたものをいう。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年2月20日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表第6の規定は、この条例の施行の日以後行われる申請に係る手数料について適用する。
- 3 この条例の施行の際現に住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）による改正前の長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第1項の認定を受けている長期優良住宅建築等計画に係る変更（譲受人を決定した場合における変更を含む。）の認定及び地位の承継の承認に係る手数料については、この条例による改正後の別表第6及び前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(提出理由)

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）の施行による長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）の一部改正に伴い、長期優良住宅建築等計画の認定の申請に係る手数料の規定を整備する等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

○熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例（平成12年条例第24号）新旧対照表

改正後（案）				現行				備考																
<p>第1条 【略】 （手数料を徴収する事務等）</p> <p>第2条 手数料を徴収する事務、手数料の金額等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる表に定めるとおりとする。この場合において、当該手数料の金額は、特に定めがあるものを除き、1件についての金額とする。</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）関係の手数料 別表第2</p> <p>(3)～(5) 【略】</p> <p>(6) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）関係の手数料 別表第6</p> <p>(7)～(10) 【略】</p> <p>第3条～第6条 【略】</p> <p>附 則 【略】</p> <p>別表第2（第2条第2号関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>事務</th> <th>名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>租税特別措置法第28条の4第3項第5号イ若しくは第7号イ、第63条第3項第5号イ若しくは第7号イ _____ 又は第31条の2第2項第14号ハに規定する宅地の造</td> <td>優良宅地造成認定申請手数料</td> <td>次の各号に掲げる造成宅地の面積の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額 (1) 0.1ヘクタール未満のもの 86,000円 (2) 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの 130,000円 (3) 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの</td> </tr> </tbody> </table>				項	事務	名称	金額	1	租税特別措置法第28条の4第3項第5号イ若しくは第7号イ、第63条第3項第5号イ若しくは第7号イ _____ 又は第31条の2第2項第14号ハに規定する宅地の造	優良宅地造成認定申請手数料	次の各号に掲げる造成宅地の面積の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額 (1) 0.1ヘクタール未満のもの 86,000円 (2) 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの 130,000円 (3) 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの	<p>第1条 【略】 （手数料を徴収する事務等）</p> <p>第2条 手数料を徴収する事務、手数料の金額等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる表に定めるとおりとする。この場合において、当該手数料の金額は、特に定めがあるものを除き、1件についての金額とする。</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）関係の手数料 別表第2</p> <p>(3)～(5) 【略】</p> <p>(6) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）関係の手数料 別表第6</p> <p>(7)～(10) 【略】</p> <p>第3条～第6条 【略】</p> <p>附 則 【略】</p> <p>別表第2（第2条第2号関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>事務</th> <th>名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>租税特別措置法第28条の4第3項第5号イ若しくは第7号イ、第63条第3項第5号イ若しくは第7号イ、<u>第68条の69第3項第7号イ</u>又は第31条の2第2項第14号ハに規定する宅地の造</td> <td>優良宅地造成認定申請手数料</td> <td>次の各号に掲げる造成宅地の面積の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額 (1) 0.1ヘクタール未満のもの 86,000円 (2) 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの 130,000円 (3) 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの</td> </tr> </tbody> </table>				項	事務	名称	金額	1	租税特別措置法第28条の4第3項第5号イ若しくは第7号イ、第63条第3項第5号イ若しくは第7号イ、 <u>第68条の69第3項第7号イ</u> 又は第31条の2第2項第14号ハに規定する宅地の造	優良宅地造成認定申請手数料	次の各号に掲げる造成宅地の面積の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額 (1) 0.1ヘクタール未満のもの 86,000円 (2) 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの 130,000円 (3) 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの	<p>【条例改正の趣旨】 別表第2 租税特別措置法の改正に伴う規定の整備 別表第6 共同住宅について、区分所有者がそれぞれ認定を受ける仕組みから管理組合が一括して認定を受ける仕組みに変更（住棟認定の導入）</p> <p>○所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号） （租税特別措置法の一部改正） 第15条 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。 【略】 第16条 租税特別措置法の一部を次のように改正する。 【略】 第六十八条の七及び第三章第九節から第二十五節までを削る。 → 令和4年4月1日施行 【略】</p> <p>○租税特別措置法（昭和32年法律第26号） 第三章 法人税法の特例 第九節 中小企業者等である連結法人～法人税率の特例（68条の8） 第十節 ～ 第十七節【略】 第十八節 連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率 （土地の譲渡等がある場合の特別税率） 第68条の68 【略】</p>
項	事務	名称	金額																					
1	租税特別措置法第28条の4第3項第5号イ若しくは第7号イ、第63条第3項第5号イ若しくは第7号イ _____ 又は第31条の2第2項第14号ハに規定する宅地の造	優良宅地造成認定申請手数料	次の各号に掲げる造成宅地の面積の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額 (1) 0.1ヘクタール未満のもの 86,000円 (2) 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの 130,000円 (3) 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの																					
項	事務	名称	金額																					
1	租税特別措置法第28条の4第3項第5号イ若しくは第7号イ、第63条第3項第5号イ若しくは第7号イ、 <u>第68条の69第3項第7号イ</u> 又は第31条の2第2項第14号ハに規定する宅地の造	優良宅地造成認定申請手数料	次の各号に掲げる造成宅地の面積の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額 (1) 0.1ヘクタール未満のもの 86,000円 (2) 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの 130,000円 (3) 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの																					

	成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査		の 190,000円 (4) 0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの 260,000円 (5) 1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの 390,000円 (6) 3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの 510,000円 (7) 6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの 660,000円 (8) 10ヘクタール以上のもの 870,000円		成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査		の 190,000円 (4) 0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの 260,000円 (5) 1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの 390,000円 (6) 3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの 510,000円 (7) 6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの 660,000円 (8) 10ヘクタール以上のもの 870,000円	(短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特 別税率) 第68条の69 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が短期所有に係る土地の譲渡等をした場合には、当該連結親法人に対して課する各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、法人税法第八十一条の十二第一項から第三項までの規定、第六十八条の十一第五項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十五の五第五項、第六十八条の六十七第一項、前条第一項及び第九項、第六十八条の百第一項並びに第六十八条の百八第一項の規定その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに算出した当該短期所有に係る土地の譲渡等に係る譲渡利益金額の合計額に、それぞれ百分の十の割合を乗じて計算した金額の合計額を加算した金額とする。
2	租税特別措置法第28条の4第3項第6号若しくは第7号口、第63条第3項第6号若しくは第7号口 又は第31条の2第2項第15号ニ若しくは第62条の3第4項第15号ニに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	優良住宅新築認定申請手数料	次の各号に掲げる新築住宅の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額 (1) 100平方メートル以内のもの 6,200円 (2) 100平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 8,600円 (3) 500平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 13,000円 (4) 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 35,000円 (5) 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	2	租税特別措置法第28条の4第3項第6号若しくは第7号口、第63条第3項第6号若しくは第7号口、 第68条の69第3項第7号口 又は第31条の2第2項第15号ニに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	優良住宅新築認定申請手数料	次の各号に掲げる新築住宅の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額 (1) 100平方メートル以内のもの 6,200円 (2) 100平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 8,600円 (3) 500平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 13,000円 (4) 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 35,000円 (5) 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	2 【略】 3 第一項の規定は、短期所有に係る土地の譲渡等のうち、土地等の譲渡で次に掲げるものに該当することにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものについては、適用しない。 一～六 【略】 七 次に掲げる一団の宅地（その面積が千平方メートル未満のものに限る。）の全部又は一部の当該連結法人による譲渡で、当該譲渡に係る対価の額が当該譲渡に係る適正な対価の額として政令で定める金額以下であるもの <u>イ 当該連結法人が造成した一団の宅地でその造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについて政令で定めるところにより市町村長又は特別区の区長（その造成</u>

			43,000円 (6) 50,000平方メートルを超えるもの 58,000円			43,000円 (6) 50,000平方メートルを超えるもの 58,000円	
3	租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号。以下この項において「平成10年改正措置法」という。）附則第7条及び第20条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる平成10年改正措置法第1条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この項において「旧租税特別措置法」という。）第28条の5第2項第2号及び第63条の2第3項第2号に規定する住宅の新築が良質な住宅の供給に寄与するものであることについての認定又は平成10年改正措置法附則第20条第4項の規定によりなおその効力を有すること	良質住宅新築認定申請手数料	次の各号に掲げる新築住宅の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額 (1) 100平方メートル以内のもの 6,200円 (2) 100平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 8,600円 (3) 500平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 13,000円 (4) 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 35,000円 (5) 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 43,000円 (6) 50,000平方メートルを超えるもの 58,000円	3	租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号。以下この項において「平成10年改正措置法」という。）附則第7条及び第20条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる平成10年改正措置法第1条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この項において「旧租税特別措置法」という。）第28条の5第2項第2号及び第63条の2第3項第2号に規定する住宅の新築が良質な住宅の供給に寄与するものであることについての認定又は平成10年改正措置法附則第20条第4項の規定によりなおその効力を有すること	良質住宅新築認定申請手数料	次の各号に掲げる新築住宅の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額 (1) 100平方メートル以内のもの 6,200円 (2) 100平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 8,600円 (3) 500平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 13,000円 (4) 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 35,000円 (5) 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 43,000円 (6) 50,000平方メートルを超えるもの 58,000円

が開発許可を受けたものである場合には、当該許可をした者)の認定を受けたもの
 ロ 一団の宅地で、当該連結法人が自己の計算により新築した住宅又は政令で定める請負の方法により新築した住宅(その新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについて政令で定めるところにより市町村長又は特別区の区長の認定を受けたものに限る。)の敷地の用に供されたもの(イに掲げる宅地に該当するものを除く。)

八～十 【略】

4～8 【略】

	とされる旧租税特別措置法第63条の2第3項第2号に規定する住宅の新築が良質な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査		
4	租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第19条第11項又は第38条の5第9項に規定する住宅用地の譲渡に該当するものであることについての認定の申請に対する審査	特定住宅用地譲渡認定申請手数料	47,000円
5	租税特別措置法施行令第19条第12項第4号又は第38条の5第10項第4号に規定する譲渡予定価額に関する申出に対する審査	譲渡予定価額審査手数料	43,000円

	とされる旧租税特別措置法第63条の2第3項第2号に規定する住宅の新築が良質な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査		
4	租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第19条第11項、第38条の5第9項又は第39条の98第9項に規定する住宅用地の譲渡に該当するものであることについての認定の申請に対する審査	特定住宅用地譲渡認定申請手数料	47,000円
5	租税特別措置法施行令第19条第12項第4号、第38条の5第10項第4号又は第39条の98第10項第2号に規定する譲渡予定価額に関する申出に対する審査	譲渡予定価額審査手数料	43,000円

○法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第207号）

（租税特別措置法施行令の一部改正）

第三条 租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第43号）の一部を次のように改正する。

【略】

第三十九条の三十八及び第三章第九節の二から第二十九節までを削る。

→ [令和4年4月1日施行](#)

【略】

○租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）
（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）

第39条の98 法第六十八条の六十九第二項第一号に規定する政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

2～8 【略】

9 法第六十八条の六十九第三項第四号及び第五号に規定する政令で定める譲渡は、同項第四号又は第五号の一団の宅地の全部又は一部（その面積が国土利用計画法第二十三条第二項第一号イからハマまでに規定する区域に応じそれぞれ同号イからハマまでに規定する面積以上のものに限る。）を、宅地建物取引業法第二条第三号に規定する宅地建物取引業者（新築された住宅又は住宅の敷地の用に供される宅地の分譲の事業を行うものに限る。）に対し譲渡した場合であつて、当該宅地建物取引業者が当該宅地の上に自己の計算により住宅を新築し、かつ、その新築した住宅とともに当該宅地を公募の方法により譲渡するものであること又は当該宅地建物取引業者が当該宅地を公募に係る応募者に対し譲渡することを約し、かつ、当該宅地の上に住宅を請負の方法により新築するものであることが確実であると認められることにつき、国土交通大臣の定めるところにより、当該宅地が所在する都道府県の知事（当該宅地が地方自治法第二百

五十二条の十九第一項の指定都市に所在する場合には、当該指定都市の長。次項第二号において同じ。)の認定を受けた場合における当該譲渡とする。

10 法第六十八条の六十九第三項第四号イに規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 第三十八条の五第十項第一号から第三号までに掲げる場合 それぞれこれらの号に定める金額

二 前号に掲げる場合のほか、土地の譲渡を行うおうとする連結法人が、国土交通大臣の定めるところにより、当該土地の譲渡に係る対価の額として予定している金額（以下この号において「譲渡予定価額」という。）につき当該土地が所在する都道府県の知事に対し申出をし、かつ、当該都道府県の知事から当該譲渡予定価額につき意見がない旨の通知を受けた場合において当該土地の譲渡をしたとき 当該申出に係る譲渡予定価額

11～27 【略】

確認内容が増えたので各手数料の増額。

また、区分所有住宅のみが1棟申請の対象となるため、一戸建ての住宅の申請をア（区分所有住宅）とイ（それ以外の共同住宅等）で区分する。また、同時申請住戸数にて（ア）～（ク）を区分する。

総住戸数（）内の記載を法文や県の新旧対照表にあわせ”住戸”から”住宅”に変更

○長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）

・住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）第1条による改正

別表第6（第2条第6号関係）

項	事務	名称	金額
1	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下この表において「長期優良住宅促進法」という。）第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（住宅の新築を行	新築長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	(1) 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。） <u>48,000円</u> (2) <u>一戸建ての住宅以外の住宅</u> <u>ア 区分所有住宅（長期優良住宅促進法第5条第</u>

別表第6（第2条第6号関係）

項	事務	名称	金額
1	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下この表において「長期優良住宅促進法」という。）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（住宅の新築を行	新築長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	(1) 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。） <u>46,000円</u> (2) <u>共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）</u>

<p>う場合であって、3の項 _____ に該当するときを除く。）</p>	<p><u>1項の区分所有住宅をいう。以下同じ。）</u></p> <p>(ア) 総住戸数（1棟当たりの住宅の戸数の総数をいう。以下同じ。）が1戸から5戸までのもの <u>125,000円</u></p> <hr/> <p>(イ) 総住戸数が6戸から10戸までのもの <u>199,000円</u></p> <hr/> <p>(ウ) 総住戸数が11戸から25戸までのもの <u>395,000円</u></p> <hr/> <p>(エ) 総住戸数が26戸から50戸までのもの <u>708,000円</u></p> <hr/> <p>(オ) 総住戸数が51戸から100戸までのもの <u>1,216,000円</u></p> <hr/> <p>(カ) 総住戸数が101戸から200戸までのもの <u>2,250,000円</u></p> <hr/>	<p>う場合であって、3の項 <u>又は5の項</u> に該当するときを除く。）</p>	<p>ア 総住戸数（1棟当たりの住戸の戸数の総数をいう。以下同じ。）が1戸から5戸までのもの <u>123,000円を申請住戸数（同時に申請された住宅の戸数の総数をいう。以下同じ。）で除して得た額</u></p> <p>イ 総住戸数が6戸から10戸までのもの <u>198,000円を申請住戸数で除して得た額</u></p> <p>ウ 総住戸数が11戸から25戸までのもの <u>394,000円を申請住戸数で除して得た額</u></p> <p>エ 総住戸数が26戸から50戸までのもの <u>707,000円を申請住戸数で除して得た額</u></p> <p>オ 総住戸数が51戸から100戸までのもの <u>1,215,000円を申請住戸数で除して得た額</u></p> <p>カ 総住戸数が101戸から200戸までのもの <u>2,248,000円を申請住戸数で除して得た額</u></p>	<p>公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日 → 令和4年2月20日</p> <p>（長期優良住宅建築等計画の認定）</p> <p>第5条 住宅（区分所有住宅 <u>に</u> <u>以上の区分所有権（建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第二条第二項に規定する区分所有者をいう。）が存する住宅をいう。以下同じ。</u>）を除く。以下この項から第三項までにおいて同じ。）の建築をしてその構造及び設備を長期使用構造等とし、自らその建築後の住宅について長期優良住宅として維持保全を行おうとする者は、国土交通省令で定めるところにより、当該住宅の建築及び維持保全に関する計画（以下「長期優良住宅建築等計画」という。）を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。</p> <p>2 住宅の建築をしてその構造及び設備を長期使用構造等とし、<u>その建築後の住宅を他の者に譲渡してその者（以下この条、第九条第一項及び第十三条第二項において「譲受人」という。）において当該建築後の住宅について長期優良住宅として維持保全を行おうとする場合における当該譲渡をしようとする者（次項、第九条第一項及び第十三条第二項において「一戸建て住宅等分譲事業者」という。）</u>は、当該譲受人と共同して、国土交通省令で定めるところにより、長期優良住宅建築等計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。</p> <p>3 <u>一戸建て住宅等分譲事業者</u>は、譲受人を決定するまでに相当の期間を要すると見込まれる場合において、当該譲受人の決定に先立って当該住宅の建築に関する工事に着手する必要があるときは、前項の規定にかかわらず、国土交通省令で定めるところにより、単独で長期優良住宅建築等計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。</p> <p>4 <u>住宅（複数の者に譲渡することにより区分所有住宅とするものに限る。）</u>の建築をしてその</p>
---------------------------------------	--	--	---	---

			<p>(キ) 総住戸数が201戸から300戸までのもの <u>3,215,000円</u></p> <p>(ク) 総住戸数が301戸以上のもの <u>3,943,000円</u></p> <p>イ 区分所有住宅以外の住宅 アに規定する金額を申請住戸数(同時に申請された住宅の戸数の総数をいう。以下同じ。)で除して得た額</p>			<p>キ 総住戸数が201戸から300戸までのもの <u>3,214,000円を申請住戸数で除して得た額</u></p> <p>ク 総住戸数が301戸以上のもの <u>3,941,000円を申請住戸数で除して得た額</u></p>	<p>構造及び設備を長期使用構造等とし、当該区分所有住宅の管理者等(建物の区分所有等に関する法律第三条若しくは第六十五条に規定する団体について同法第二十五条第一項(同法第六十六条において準用する場合を含む。)の規定により選任された管理者又は同法第四十七条第一項(同法第六十六条において準用する場合を含む。)の規定による法人について同法第四十九条第一項(同法第六十六条において準用する場合を含む。)の規定により置かれた理事をいう。以下同じ。)において当該建築後の区分所有住宅について長期優良住宅として維持保全を行おうとする場合における当該譲渡をしようとする者(第九条第三項及び第十三条第三項において「区分所有住宅分譲事業者」という。)は、国土交通省令で定めるところにより、長期優良住宅建築等計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。</p>	
2	長期優良住宅促進法第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査(既存の住宅の増築又は改築を行う場合であって、4の項に該当するときは除く。)	既存長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	<p>(1) 一戸建ての住宅 <u>71,000円</u></p> <p>(2) 一戸建ての住宅以外の住宅 ア 区分所有住宅 (ア) 総住戸数が1戸から5戸までのもの <u>187,000円</u></p> <p>(イ) 総住戸数が6戸から10戸までのもの <u>299,000円</u></p> <p>(ウ) 総住戸数が11戸から25戸までのもの <u>593,000円</u></p> <p>(エ) 総住戸数が26戸か</p>	2	長期優良住宅促進法第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査(既存の住宅の増築又は改築を行う場合であって、4の項に該当するときは除く。)	既存長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	<p>(1) 一戸建ての住宅 <u>70,000円</u></p> <p>(2) 共同住宅等 ア 総住戸数が1戸から5戸までのもの <u>186,000円を申請住戸数で除して得た額</u></p> <p>イ 総住戸数が6戸から10戸までのもの <u>297,000円を申請住戸数で除して得た額</u></p> <p>ウ 総住戸数が11戸から25戸までのもの <u>592,000円を申請住戸数で除して得た額</u></p> <p>エ 総住戸数が26戸か</p>	<p>5 区分所有住宅の増築又は改築をしてその構造及び設備を長期使用構造等とし、その増築又は改築後の区分所有住宅について長期優良住宅として維持保全を行おうとする当該区分所有住宅の管理者等は、国土交通省令で定めるところにより、長期優良住宅建築等計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。</p> <p>6 長期優良住宅建築等計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 建築をしようとする住宅の位置 二 建築をしようとする住宅の構造及び設備 三 建築をしようとする住宅の規模 四 第一項、第二項又は前項の長期優良住宅建築等計画にあつては、次に掲げる事項 <ul style="list-style-type: none"> イ 建築後の住宅の維持保全の方法及び期間 ロ 住宅の建築及び建築後の住宅の維持保全に係る資金計画 五 第三項又は第四項の長期優良住宅建築等計画にあつては、次に掲げる事項 <ul style="list-style-type: none"> イ 建築後の住宅の維持保全の方法の概要

			<p>ら50戸までのもの <u>1,062,000円</u></p> <p>(イ) 総住戸数が51戸から100戸までのもの <u>1,825,000円</u></p> <p>(ロ) 総住戸数が101戸から200戸までのもの <u>3,377,000円</u></p> <p>(ハ) 総住戸数が201戸から300戸までのもの <u>4,826,000円</u></p> <p>(ニ) 総住戸数が301戸以上のもの <u>5,918,000円</u></p> <p><u>イ 区分所有住宅以外の住宅 アに規定する金額を申請住戸数で除して得た額</u></p>			<p>ら50戸までのもの <u>1,061,000円を申請住戸数で除して得た額</u></p> <p>オ 総住戸数が51戸から100戸までのもの <u>1,824,000円を申請住戸数で除して得た額</u></p> <p>カ 総住戸数が101戸から200戸までのもの <u>3,375,000円を申請住戸数で除して得た額</u></p> <p>キ 総住戸数が201戸から300戸までのもの <u>4,825,000円を申請住戸数で除して得た額</u></p> <p>ク 総住戸数が301戸以上のもの <u>5,916,000円を申請住戸数で除して得た額</u></p>	
3	長期優良住宅促進法第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（住宅の新築を行う場合であって、登録住宅性能評価	登録住宅性能評価機関の発行する確認書又は住宅性能評価書が添付された場合の新築長期優良住宅建	<p>(1) 一戸建ての住宅 <u>15,000円</u></p> <p>(2) <u>一戸建ての住宅以外の住宅</u> <u>ア 区分所有住宅</u></p> <p>(イ) 総住戸数が1戸から5戸までのもの <u>26,000円</u></p>	3	長期優良住宅促進法第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（住宅の新築を行う場合であって、登録住宅性能評価	登録住宅性能評価機関の発行する適合証 <u>が添付された場合の新築長期優良住宅建</u>	<p>(1) 一戸建ての住宅 <u>14,000円</u></p> <p>(2) <u>共同住宅等</u></p> <p>ア 総住戸数が1戸から5戸までのもの <u>25,000円を申請住戸数で除して得た額</u></p>

ロ 住宅の建築に係る資金計画
六 その他国土交通省令で定める事項

【これまで】

・登録住宅性能評価機関の発行する適合証とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が、長期優良住宅促進法第6条第1項第1号に規定する長期使用構造等に係る認定基準に適合することを証する書面をいう。（備考2項）

○住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）

（住宅性能評価）

第5条 第七条から第十条までの規定の定めるところにより国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録住宅性能評価機関」という。）は、申請により、住宅性能評価（設計された住宅又は建設された住宅について、日本住宅性能表示基

<p>機関の発行する<u>確認書又は住宅性能評価書</u>が添付されたときに限る。)</p>	<p>築等計画認定申請手数料</p>	<p>(イ) 総住戸数が6戸から10戸までのもの <u>43,000円</u></p> <p>(ウ) 総住戸数が11戸から25戸までのもの <u>70,000円</u></p> <p>(エ) 総住戸数が26戸から50戸までのもの <u>112,000円</u></p> <p>(オ) 総住戸数が51戸から100戸までのもの <u>170,000円</u></p> <p>(カ) 総住戸数が101戸から200戸までのもの <u>288,000円</u></p> <p>(キ) 総住戸数が201戸から300戸までのもの <u>364,000円</u></p> <p>(ク) 総住戸数が301戸以上のもの <u>413,000円</u></p> <p><u>イ 区分所有住宅以外の住宅 アに規定する金額を申請住戸数で除して得た額</u></p>	<p>機関の発行する<u>適合証</u>が添付されたときに限る。)</p>	<p>築等計画認定申請手数料</p>	<p>イ 総住戸数が6戸から10戸までのもの <u>41,000円を申請住戸数で除して得た額</u></p> <p>ウ 総住戸数が11戸から25戸までのもの <u>69,000円を申請住戸数で除して得た額</u></p> <p>エ 総住戸数が26戸から50戸までのもの <u>110,000円を申請住戸数で除して得た額</u></p> <p>オ 総住戸数が51戸から100戸までのもの <u>168,000円を申請住戸数で除して得た額</u></p> <p>カ 総住戸数が101戸から200戸までのもの <u>286,000円を申請住戸数で除して得た額</u></p> <p>キ 総住戸数が201戸から300戸までのもの <u>362,000円を申請住戸数で除して得た額</u></p> <p>ク 総住戸数が301戸以上のもの <u>412,000円を申請住戸数で除して得た額</u></p>	<p>準に従って表示すべき性能に関し、評価方法基準（第五十八条第一項の特別評価方法認定を受けた方法を用いる場合における当該方法を含む。第三十一条第一項において同じ。）に従って評価することをいう。以下同じ。）を行い、国土交通省令・内閣府令で定める事項を記載し、国土交通省令・内閣府令で定める標章を付した評価書（以下「<u>住宅性能評価書</u>」という。）を交付することができる。</p> <p>2・3 【略】</p> <p>○<u>長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）</u> <u>（認定基準等）</u></p> <p>第6条 所管行政庁は、前条第一項から第三項までの規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。</p> <p>一 建築をしようとする住宅の構造及び設備が<u>長期使用構造等</u>であること。</p> <p>二～六 【略】</p> <p>2～7 【略】</p> <p>【改正後】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確認書とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項に規定する<u>確認書</u>をいう。 ・住宅性能評価書とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の<u>住宅性能評価書</u>であって、同法第6条の2第4項の規定によりその住宅の<u>構造及び設備が長期使用構造等</u>である旨が記載されたものをいう。 <p>○<u>住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）</u> <u>（長期優良住宅の普及の促進に関する法律の特例）</u></p> <p>第6条の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）第五条第一</p>
--	--------------------	---	---------------------------------------	--------------------	--	---

<p>4</p>	<p>長期優良住宅促進法第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（既存の住宅の増築又は改築を行う場合であって、登録住宅性能評価機関の発行する<u>確認書又は住宅性能評価書</u>が添付されたときに限る。）</p>	<p>登録住宅性能評価機関の発行する<u>確認書又は住宅性能評価書</u>が添付された場合の既存長期優良住宅建築等計画認定申請手数料</p>	<p>(1) 一戸建ての住宅 <u>22,000円</u></p> <p>(2) <u>一戸建ての住宅以外の住宅</u></p> <p><u>ア 区分所有住宅</u></p> <p><u>イ</u> 総住戸数が1戸から5戸までのもの <u>9,000円</u></p> <p><u>ロ</u> 総住戸数が6戸から10戸までのもの <u>63,000円</u></p> <p><u>ハ</u> 総住戸数が11戸から25戸までのもの <u>105,000円</u></p> <p><u>ニ</u> 総住戸数が26戸から50戸までのもの <u>167,000円</u></p> <p><u>ホ</u> 総住戸数が51戸から100戸までのもの <u>255,000円</u></p> <p><u>ヘ</u> 総住戸数が101戸から200戸までのもの <u>432,000円</u></p> <p><u>エ</u> 総住戸数が201戸から300戸までのもの <u>547,000円</u></p>	<p>4</p>	<p>長期優良住宅促進法第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（既存の住宅の増築又は改築を行う場合であって、登録住宅性能評価機関の発行する<u>適合証</u>が添付されたときに限る。）</p>	<p>登録住宅性能評価機関の発行する<u>適合証</u>が添付された場合の既存長期優良住宅建築等計画認定申請手数料</p>	<p>(1) 一戸建ての住宅 <u>20,000円</u></p> <p>(2) <u>共同住宅等</u></p> <p><u>ア</u> 総住戸数が1戸から5戸までのもの <u>38,000円を申請住戸数で除して得た額</u></p> <p><u>イ</u> 総住戸数が6戸から10戸までのもの <u>62,000円を申請住戸数で除して得た額</u></p> <p><u>ロ</u> 総住戸数が11戸から25戸までのもの <u>103,000円を申請住戸数で除して得た額</u></p> <p><u>ハ</u> 総住戸数が26戸から50戸までのもの <u>166,000円を申請住戸数で除して得た額</u></p> <p><u>ニ</u> 総住戸数が51戸から100戸までのもの <u>253,000円を申請住戸数で除して得た額</u></p> <p><u>ホ</u> 総住戸数が101戸から200戸までのもの <u>431,000円を申請住戸数で除して得た額</u></p> <p><u>エ</u> 総住戸数が201戸から300戸までのもの <u>546,000円を申請住戸数で除して得</u></p>	<p>項から第五項までの規定による認定の申請（同法第八条第一項の規定による変更の認定の申請を含む。）をする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、登録住宅性能評価機関に対し、当該申請に係る住宅の構造及び設備が長期使用構造等（同法第二条第四項に規定する長期使用構造等をいう。以下この条において同じ。）であることの確認を行うことを求めることができる。</p> <p>2 第五条第一項の住宅性能評価の申請をする者は、前項の規定による求めを当該住宅性能評価の申請と併せてすることができる。</p> <p>3 第一項の規定による求めがあった場合（次項に規定する場合を除く。）は、登録住宅性能評価機関は、当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等であるかどうかの確認を行い、国土交通省令で定めるところにより、その結果を記載した書面（第五項において「<u>確認書</u>」という。）を当該求めをした者に交付するものとする。</p> <p>4 第二項の規定により住宅性能評価の申請と併せて第一項の規定による求めがあった場合は、登録住宅性能評価機関は、当該住宅の<u>構造及び設備が長期使用構造等</u>であるかどうかの確認を行い、国土交通省令で定めるところにより、その結果を住宅性能評価書に記載するものとする。</p> <p>5 前二項の規定により<u>その住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書</u>若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第五条第一項に規定する長期優良住宅建築等計画に添えて同項から同条第五項までの規定による認定の申請（同法第八条第一項の規定による変更の認定の申請を含む。）をした場合においては、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画は、同法第六条第一項第一号（同法第八条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合しているものとみなす。</p>
----------	---	--	---	----------	--	---	---	--

			<u>ク</u> 総住戸数が301戸以上のもの <u>621,000円</u>			<u>た額</u> <u>ク</u> 総住戸数が301戸以上のもの <u>619,000円を申請住戸数で除して得た額</u>
			<u>イ</u> 区分所有住宅以外の住宅 アに規定する金額を申請住戸数で除して得た額			
<u>【削る】</u>	<u>5</u>	<u>長期優良住宅促進法第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（住宅の新築を行う場合であって、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する住宅性能評価書（以下この表において「住宅性能評価書」という。）が添付されたときに限る。）</u>	<u>住宅性能評価書が添付された場合の新築長期優良住宅建築等計画認定申請手数料</u>	<u>(1) 一戸建ての住宅</u> <u>16,000円</u> <u>(2) 共同住宅等</u> <u>ア 総住戸数が1戸から5戸までのもの</u> <u>61,000円を申請住戸数で除して得た額</u> <u>イ 総住戸数が6戸から10戸までのもの</u> <u>98,000円を申請住戸数で除して得た額</u> <u>ウ 総住戸数が11戸から25戸までのもの</u> <u>184,000円を申請住戸数で除して得た額</u> <u>エ 総住戸数が26戸から50戸までのもの</u> <u>316,000円を申請住戸数で除して得た額</u> <u>オ 総住戸数が51戸から100戸までのもの</u> <u>486,000円を申請住戸数で除して得た額</u> <u>カ 総住戸数が101戸から200戸までのもの</u>		

						<p><u>の 884,000円を申請住戸数で除して得た額</u></p> <p><u>キ 総住戸数が201戸から300戸までのもの 1,206,000円を申請住戸数で除して得た額</u></p> <p><u>ク 総住戸数が301戸以上のもの 1,458,000円を申請住戸数で除して得た額</u></p>	
<u>5</u>	長期優良住宅促進法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査（住宅の新築を行う場合であって、 <u>7の項</u> に該当するときを除く。）	新築長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	1の項に規定する金額の2分の1の額	<u>6</u>	長期優良住宅促進法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査（住宅の新築を行う場合であって、 <u>8の項</u> 又は <u>10の項</u> に該当するときを除く。）	新築長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	1の項に規定する金額の2分の1の額
<u>6</u>	長期優良住宅促進法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査（既存の住宅の増築又は改築を行う場合であって、 <u>8の項</u> に該当するときを除く。）	既存長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	2の項に規定する金額の2分の1の額	<u>7</u>	長期優良住宅促進法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査（既存の住宅の増築又は改築を行う場合であって、 <u>9の項</u> に該当するときを除く。）	既存長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	2の項に規定する金額の2分の1の額
<u>7</u>	長期優良住宅促進	登録住宅性	3の項に規定する金額の2	<u>8</u>	長期優良住宅促進	登録住宅性	3の項に規定する金額の2

○長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）

（認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更）

第8条 第六条第一項の認定を受けた者は、当該認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁の認定を受けなければならない。

2 前三条の規定は、前項の認定について準用する。

	法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査（住宅の新築を行う場合であって、登録住宅性能評価機関の発行する <u>確認書又は住宅性能評価書</u> が添付されたときに限る。）	能評価機関の発行する <u>確認書又は住宅性能評価書</u> が添付された場合の新築長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	分の1の額		法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査（住宅の新築を行う場合であって、登録住宅性能評価機関の発行する <u>適合証</u> が添付されたときに限る。）	能評価機関の発行する <u>適合証</u> が添付された場合の新築長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	分の1の額	
<u>8</u>	長期優良住宅促進法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査（既存の住宅の増築又は改築を行う場合であって、登録住宅性能評価機関の発行する <u>確認書又は住宅性能評価書</u> が添付されたときに限る。）	登録住宅性能評価機関の発行する <u>確認書又は住宅性能評価書</u> が添付された場合の既存長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	4の項に規定する金額の2分の1の額		<u>9</u>	長期優良住宅促進法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査（既存の住宅の増築又は改築を行う場合であって、登録住宅性能評価機関の発行する <u>適合証</u> が添付されたときに限る。）	登録住宅性能評価機関の発行する <u>適合証</u> が添付された場合の既存長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	4の項に規定する金額の2分の1の額
<u>【削る】</u>					<u>10</u>	長期優良住宅促進法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査（住宅の新築を行う場合であって、住宅性	住宅性能評価書が添付された場合の新築長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	5の項に規定する金額の2分の1の額

（譲受人を決定した場合における認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請等）
第9条 第五条第三項の規定による認定の申請に基づき第六条第一項の認定を受けた一戸建て住宅等分譲事業者は、同項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。）を受けた長期優良住宅建

9	長期優良住宅促進法第9条第1項又は第3項の規定に基づく変更の認定の申請に対する審査	譲受人決定時の長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	2,000円
10	長期優良住宅促進法第10条の規定に基づく地位の承継の承認の申請に対する審査	_____地位の承継承認手数料	2,000円
11	長期優良住宅促進法第18条第1項の規定に基づく容積率の特例の許可の申請に対する審査	容積率特例許可の申請手数料	160,000円

				能評価書が添付されたときに限る。)		
11	長期優良住宅促進法第9条第1項_____の規定に基づく変更の認定の申請に対する審査	譲受人決定時の長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	2,000円			
12	長期優良住宅促進法第10条の規定に基づく地位の承継の承認の申請に対する審査	認定計画実施者の地位の承継承認手数料	2,000円			

築等計画（変更があったときは、その変更後のもの。以下「認定長期優良住宅建築等計画」という。）に基づく建築に係る住宅の譲受人を決定したときは、当該認定長期優良住宅建築等計画に第五條第六項第四号イ及びロに規定する事項その他国土交通省令で定める事項を記載し、当該譲受人と共同して、国土交通省令で定めるところにより、速やかに、前条第一項の変更の認定を申請しなければならない。

2 前項の規定による前条第一項の変更の認定の申請があった場合における同条第二項において準用する第六條第一項の規定の適用については、同項第五号中「前条第一項、第二項又は第五項の規定による」とあるのは、「第九條第一項の規定による第八條第一項の変更の」とする。

3 第五條第四項の規定による認定の申請に基づき第六條第一項の認定を受けた区分所有住宅分譲事業者は、認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る区分所有住宅の管理者等が選任されたときは、当該認定長期優良住宅建築等計画に第五條第六項第四号イ及びロに規定する事項その他国土交通省令で定める事項を記載し、当該管理者等と共同して、国土交通省令で定めるところにより、速やかに、前条第一項の変更の認定を申請しなければならない。

4 前項の規定による前条第一項の変更の認定の申請があった場合における同条第二項において準用する第六條第一項の規定の適用については、同項第五号中「前条第一項、第二項又は第五項の規定による」とあるのは、「第九條第三項の規定による第八條第一項の変更の」とする。

(地位の承継)

第10条 次に掲げる者は、所管行政庁の承認を受けて、第六條第一項の認定（第五條第五項の規定による認定の申請に基づくものを除き、第八條第一項の変更の認定（前条第一項の規定による第八條第一項の変更の認定を含む。）を含む。）を受けた者が有していた当該認定に基づく地位を承継することができる。

- 一 [当該認定を受けた者](#)の一般承継人
- 二 [当該認定を受けた者](#)から、認定長期優良住宅建築等計画に基づき建築及び維持保全が行われ、又は行われた住宅（当該認定長期優良住宅建築等計画に記載された[第五条第六項第四号イ](#)（第八条第二項において準用する場合を含む。）に規定する建築後の住宅の維持保全の期間が経過したものを除く。以下「認定長期優良住宅」という。）の所有権その他当該認定長期優良住宅の建築及び維持保全に必要な権原を取得した者

（容積率の特例）

第18条 その敷地面積が政令で定める規模以上である住宅のうち、認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅であつて、建築基準法第二条第三十五号に規定する特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、その建蔽率（建築面積の敷地面積に対する割合をいう。）、容積率（延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。以下この項において同じ。）及び各部分の高さについて総合的な配慮がなされていることにより市街地の環境の整備改善に資すると認めて許可したものの容積率は、その許可の範囲内において、同法第五十二条第一項から第九項まで又は第五十七条の二第六項の規定による限度を超えるものとしてすることができる。

2 建築基準法第四十四条第二項、第九十二条の二、第九十三条第一項及び第二項、第九十四条並びに第九十五条の規定は、前項の規定による許可について準用する。

備考

- 1 [区分所有住宅以外の住宅](#)に係る金額は、申請住戸1戸当たりのものとする。
- 2 [登録住宅性能評価機関とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の登録住宅性能評価機関をいう。](#)

備考

- 1 [共同住宅等](#)に係る金額は、申請住戸1戸当たりのものとする。
- 2 [登録住宅性能評価機関の発行する適合証とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が、長期優良住宅促進法第6条第](#)

3 確認書とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項の規定によりその住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書をいう。

4 住宅性能評価書とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の住宅性能評価書であって、同法第6条の2第4項の規定によりその住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載されたものをいう。

5 1の項から4の項までにおいて、申請住戸数で除して得た額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。

6 5の項から8の項 までにおける1の項から4の項までに規定する金額の算定については、前項の規定は、適用しない。この場合において、5の項から8の項 までに規定する2分の1の額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。

7 1の項から4の項までにおいて、長期優良住宅促進法第6条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかについての審査（以下「建築基準関係規定への適合性審査」という。）の申出があった場合は、1申請（建築物又は申請住戸数が2以上のものを含む。この項及び次項において同じ。）当たり別表第1の1の項に規定する金額を加算する。この場合において、建築基準関係規定への適合性審査の対象に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれるときは、1申請当たり別表第1の2の項に規定する金額を加算する。

8 5の項から8の項 までにおいて、長期優良住宅促進法第8条第2項において準用する長期優良住宅促進法第6条第2項の規定により建築基準関係規定への適合性審

1 項第1号に規定する長期使用構造等に係る認定基準に適合することを証する書面をいう。

【追加】

【追加】

3 1の項から5の項までにおいて、申請住戸数で除して得た額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。

4 6の項から10の項 までにおける1の項から5の項までに規定する金額の算定については、前項の規定は、適用しない。この場合において、6の項から10の項 までに規定する2分の1の額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。

5 1の項から5の項までにおいて、長期優良住宅促進法第6条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかについての審査（以下「建築基準関係規定への適合性審査」という。）の申出があった場合は、1申請（建築物又は申請住戸数が2以上のものを含む。この項及び次項において同じ。）当たり別表第1の1の項に規定する金額を加算する。この場合において、建築基準関係規定への適合性審査の対象に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれるときは、1申請当たり別表第1の2の項に規定する金額を加算する。

6 6の項から10の項 までにおいて、長期優良住宅促進法第8条第2項において準用する長期優良住宅促進法第6条第2項の規定により建築基準関係規定への適合性審

査の申出があった場合は、1申請当たり別表第1の1の項に規定する金額を加算する。この場合において、建築基準関係規定への適合性審査の対象に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれるときは、1申請当たり別表第1の2の項又は同表3の項に規定する金額を加算する。

査の申出があった場合は、1申請当たり別表第1の1の項に規定する金額を加算する。この場合において、建築基準関係規定への適合性審査の対象に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれるときは、1申請当たり別表第1の2の項又は同表3の項に規定する金額を加算する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年2月20日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表第6の規定は、この条例の施行の日以後行われる申請に係る手数料について適用する。
- 3 この条例の施行の際現に住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）による改正前の長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第1項の認定を受けている長期優良住宅建築等計画に係る変更（譲受人を決定した場合における変更を含む。）の認定及び地位の承継の承認に係る手数料については、この条例による改正後の別表第6及び前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。